

収益認識：資産の支配と物理的占有の関係

濱 本 道 正

アブストラクト：

2018年に新設された「収益認識に関する会計基準」では、国際財務報告基準（IFRS）にならって、資産に対する支配の移転を収益認識の規準としている。この考え方は「支配モデル」と呼ばれており、IFRSの概念フレームワークが依拠する資産負債観から導かれている。「資産の支配」の判定には、「資産の使用を指図する顧客の能力」と「資産からの便益を享受する顧客の能力」という2つの要件が求められる。この判定要件から、支配の移転を企業の視点から判断するか顧客の視点から判断するかについて、支配モデルは「顧客主権説」に立っていることがわかる。これは、企業が難しい会計判断を迫られる要因となる。さらにやっかいなのは、支配モデルでは、資産の（物理的）移転は収益認識の必要条件でも十分条件でもないことである。資産が顧客に移転したのに支配の移転が伴っていないケースや、逆に資産が移転しないまま支配の移転が生じているケースがあるからである。本稿では、物理的な占有が資産の支配と一致しない代表的なケースとされている買戻契約（および、その一形態である返品権付き販売）を取り上げて、その契約スキームと会計処理の特徴を検討した。買戻契約には、企業が財を買戻す権利・義務とこれに対応する顧客の権利・義務の内容に応じて、①先渡取引およびコール・オプションと②プット・オプションの2類型がある。このうち類型②に含まれる返品権付き販売だけは、物理的な占有と資産の支配が一致する特異なケースであることがわかる。また、新基準で登場した「返金負債」は資産負債観に基づく概念であることが、従来の返品調整引当金と対比することにより明らかになる。

キーワード：収益認識、支配の移転、資産負債観、買戻契約、返品権付き販売、変動対価、返金負債、返品調整引当金

I. 収益認識における支配モデルの生成

1. 収益認識会計基準のコア原則：

「資産に対する支配」の移転

2021年4月以後に開始する年度から適用される企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2018年3月公表；以下、基準第29号と略記する）では、企業は、顧客に

資産（約束した財やサービス）を移転することにより履行義務を充足した時点で（あるいは充足する期間にわたって）収益を認識することになっている。顧客に資産が移転するのは、顧客が当該資産に対する支配を獲得した時点（あるいは獲得するにつれて）である（基準35項）。つまりそこでは、資産に対する支配の移転が収益認識の判定規準とされてい

る。資産の移転は、企業から顧客へ「資産の支配」(control of an asset) が移転したときに生じるという考え方は「支配モデル」(あるいは「支配移転モデル」)と呼ばれている。なお、本稿では、この会計基準と適用指針を参照する際には、それぞれ「基準○項」および「指針○項」と記載することにする。

基準第29号は、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が共同開発した国際財務報告基準(IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」2014年5月公表)の規定内容を基本的にすべて取り入れるという方針で設定された。この経緯からみて、「支配モデル」はもともとIASBとFASBの共同プロジェクトによって開発されたものである。

2. 支配モデルの基礎をなす資産負債観

IFRS収益認識基準のコア原則ともいえるべき「支配モデル」はどのような会計観から生み出されたのだろうか。まず共同プロジェクトは、資産と負債の認識・測定が、結果として収益を決める仕組みを工夫することにより、収益認識を資産負債観(asset-liability view)によって一元的に説明しようと試みた。収益というフロー項目を資産・負債というストック概念に基づいて認識測定しようとする発想である。「支配の移転」(transfer of control)という考え方は、IASBの会計基準体系の基礎をなす概念フレームワークから導かれている。共同プロジェクトは、資産負債観に軸足を置いているので、収益認識のコア部分に「支配の移転」という概念を据えているのである。これは、IFRSの概念フレームワークで、資産負債観の基になる資産が「企業が支配する経済的資源」と定義されていることに由来している。

「資産負債の変動」に基づく収益の定義に照らしてみると、契約を履行することにより、企業が契約締結時に負った負債(履行義務)が減少して収益に転換していくと考えられる。

こうした観点から、共同プロジェクトは、収益計上のタイミングを定める基本原則を「履行義務の充足」に求めているのである。ここで「履行義務」(performance obligation)とは、顧客に財やサービスを移転する約束のことをいう。企業が顧客のために財の販売やサービスの提供といった営業活動を行って、そこから成果としての収益を稼得するという考え方ではなくて、財やサービス(すなわち資産)に対する支配の移転に着目して収益の認識ルールを定めようというものである。この点が、会計の伝統的な考え方と対立する支配モデルの最大の特徴といえる。

II. 「資産の支配」の意味とその判定

1. 「資産の支配」の定義とその構成要素

上述したように、支配モデルは、概念フレームワークで示されている資産の定義における支配の概念に基づいて開発されたものである。ここで、財やサービス(すなわち、資産)に対する支配とは、顧客が当該資産の使用を指図し、それから便益を得る能力を有することを意味する。したがって、「資産の支配」の定義には次の要素が含まれる(基準37項)。

- ①「使用を指図する能力」— 顧客が資産をその活動に利用するか、当該資産の利用を他の企業に認めるか、または他の企業が当該資産を利用することを制限するという権利を指す。
- ②「便益を享受する能力」— 資産から生じる潜在的なキャッシュ・フロー(キャッシュ・インフローの増加またはキャッシュ・アウトフローの減少)のほとんどすべてを獲得する現在の権利を指す。

2. 支配の移転を判定する観点

支配が移転したかどうかの判定は、資産を販売する企業の観点からもそれを購入する顧客の観点からも適用できる。つまり、収益を

認識できるのは、企業が資産に対する支配を放棄する時、あるいは顧客が資産に対する支配を獲得する時である。通常、両方の観点は同じ結果となる可能性が高いが、ここで「支配の主体」は企業か顧客かが問題となる。言い換えれば、支配の移転を企業の視点から判断するか顧客の視点から判断するかである。

この点について、支配モデルは「顧客主権説」に立っている。ここにIFRS収益認識基準のユニークさがある。と同時に、会計主体である企業は、顧客の立場に立って収益計上のタイミングを決めるという難しい判断を求められるケースが多くなる。こうした顧客主権説ともいべき観点は、支配の移転を決める「顧客が資産の使用を指図する能力」および「顧客が資産からの便益を享受する能力」という2つの判定要件に表れている。

3. 履行義務の充足パターンに基づく

支配の移転の判定要件

企業の履行義務には、①一時点で充足される義務と②一定期間にわたり充足される義務の2類型が存在する。支配の移転のパターンも①と②の区分に基づいて判定される。この判定は、下記の3要件のいずれかを満たすものを②として先に特定し、いずれの要件も満たさないものを①とする方法で行う（基準36項）。

「一定期間にわたる支配の移転」の3要件は、以下のとおりである。

- (a) 企業の履行につれて、顧客が企業の提供する便益を受け取って消費すること
- (b) 企業の履行によって、資産（例えば仕掛品）の創出や価値増加が生じ、それにつれて顧客がその資産を支配すること
- (c) 創出した資産を、企業が別の用途には転用できず、かつ現在までに履行した部分に対する支払を受ける強制可能な権利を有すること

これに対して、「一時点で充足される履行義務」に分類された取引は、資産に対する支

配が企業から顧客に移転した時点で収益を認識する。また、収益を計上する決め手となる支配の移転の時点は、次の指標を考慮して決定する（基準40項）。

- (1) 企業が顧客に提供した資産に関する対価の支払を受ける現在の権利を有していること
- (2) 顧客が資産に対する法的所有権を有していること
- (3) 企業が資産の物理的占有を移転したこと
- (4) 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
- (5) 顧客が資産を検収したこと

4. 支配の移転を判断するのに

特段の配慮を要するケース

支配の移転を企業の視点から判断するか顧客の視点から判断するかについて、支配モデルは「顧客主権説」に立っている。わが国の基準第29号も、このIFRS第15号の立場を取り入れ、企業が顧客への資産の移転と一致しない活動を行うことにより収益を認識することがないように、顧客の観点から支配の移転を検討するものとしている（基準132項）。ここから、企業は、支配の移転を判断するのに特段の配慮を求められるケースが多くなるであろう。

加えて、支配モデルでは、資産の（物理的）移転は収益認識の必要条件でも十分条件でもない点に注意が必要である。資産が顧客に移転したのに支配の移転が伴っていないケースや、逆に資産が移転しないまま支配の移転が生じているケースがあるからである。この点について、基準第29号では、資産に対する支配が顧客に移転しているかどうかを判断する際には、その資産を買い戻す契約が存在するかどうかを考慮しなければならないとしている（指針8項；IFRS第15号34項をも参照）。

こうした資産の移転と支配の移転の不一致は、上記「一時点での支配の移転を判定する指標」の(3)「企業が資産の物理的占有を移

転した」という指標に関連して起こりやすい。そこで、この指標(3)についての規定を検討してみよう。

企業が資産の物理的占有(physical possession)を顧客に移転した場合には、顧客がその資産の使用を指図し、それからの残りの便益のほとんどすべてを享受する(または他の企業が便益を享受することを制限する)能力を有している可能性がある。つまり、通常の販売契約では、支配の移転が伴っているとみてよい。

しかし、物理的な占有が資産の支配と一致しない場合があるから注意しなければならない。その例として、買戻契約や委託販売契約の中には、企業が支配している資産を顧客または受託者が物理的に占有しているものがある。逆に、請求済未出荷契約の中には、顧客が支配している資産を企業が物理的に占有しているものがある。ここで、「請求済未出荷契約」(bill-and-hold arrangements)とは、企業が顧客に対価の請求を終えているが、将来顧客に移転するまで企業が財の物理的な占有を保持する契約である。財の保管場所がないといった顧客からの要望により当該契約を締結した合理的な理由がある等の要件を満たしていれば、顧客が財の支配を獲得していると判断される(指針77・79項)。

以下では、物理的な占有が資産の支配と一致しないケースとして、買戻契約(および、その一形態である返品権付き販売)を取り上げて、その会計処理の特徴を検討してみたい。

Ⅲ. 買戻契約の意味とスキーム

1. 買戻契約の意味と形態

企業が商品または製品(以下、「資産」とか「財」と記載することもある)を顧客に販売するとともに、それを買い戻すことを約束するか、あるいは買い戻すオプションを有する場合、企業は買戻契約(repurchase agreement)を結んでいるという(指針153項)。

買い戻す資産には、以下の3つの場合がある。

- (a) 当初に販売した資産である場合
- (b) 当初に販売した資産と実質的に同一のものである場合
- (c) 当初に販売した資産を構成部分とする資産である場合

買戻契約には、一般的に、次の3つの形態がある。

- (1) 企業が資産を買い戻す義務(先渡取引)
- (2) 企業が資産を買い戻す権利(コール・オプション)
- (3) 企業が顧客の要求により資産を買い戻す義務(プット・オプション)

2. 先渡取引とオプション取引

(1) 一般的な意味と仕組み

あらかじめ買戻契約の3形態を理解しておくために、先渡取引とオプション取引の一般的な意味と仕組みを概観しておこう。

- (a) 先渡取引(forward contract)：将来のある期日に、現時点で取り決めた価格で特定の資産を売買する契約
- (b) オプション取引(option)：将来のある期日に、現時点で取り決めた価格で特定の資産を売買する「権利」を取引する契約

先渡取引は、購入または売却する権利ではなく義務であるという点で、オプション取引とは異なる。

オプション取引には次の2つの種類がある。

- ①コール・オプション(call option)
= 資産を買う権利
- ②プット・オプション(put option)
= 資産を売る権利

それぞれのオプションには、売り手と買い手がいるので、オプションの取引(売買)には、図表1のように4つの立場がある。

先渡取引が売買の契約であるのに対し、オプション取引は権利の取引という違いがある。先渡取引では、売り手と買い手の双方に、

【図表1】一般的なオプション取引

契約当事者	コール（買う権利）	プット（売る権利）
買い手（holder）	<ul style="list-style-type: none"> ・コールの買い ・買う権利の保有者 ・権利の行使か放棄か自由選択できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・プットの買い ・売る権利の保有者 ・権利の行使か放棄か自由選択できる
売り手（writer）	<ul style="list-style-type: none"> ・コールの売り ・買う権利の付与者 ・資産を売る義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・プットの売り ・売る権利の付与者 ・資産を買う義務を負う

（出所：JPX日本取引所グループHP「オプション取引について」（図表）を一部修正）

契約上、取引を履行することが義務づけられる。対照的に、オプションの買手は、権利を行使するか放棄するかを自由に選択できる。そして、買い手が権利行使を選択したら、売り手は買い手の意思に従って、資産を売る義務（コールの場合）または買う義務（プットの場合）を負う。

（2）買戻契約への応用

先渡取引とオプション取引の一般的な意味と仕組みが理解できたら、次にこれを買戻契約のケースに当てはめてみよう（図表2）。

（a）先渡取引（forward contract）：

将来のある期日に、現時点で取り決めた価格（買戻価格）で特定の資産を企業が買い戻す（顧客は返還する）契約：企業と顧客の双方に、買戻契約を履行することが義務づけられる。

（b）オプション取引（option）：

将来のある期日に、現時点で取り決めた価格（買戻価格）で特定の資産を企業が買い戻す（顧客は返還する）「権利」を取引する契約

オプション取引は2つの種類がある。

- ①コール・オプション（call option）
＝資産を買い戻す権利
- ②プット・オプション（put option）
＝資産を返還する権利

IV. 買戻契約における収益認識

買戻契約の形態に応じて会計処理が以下のように異なる。

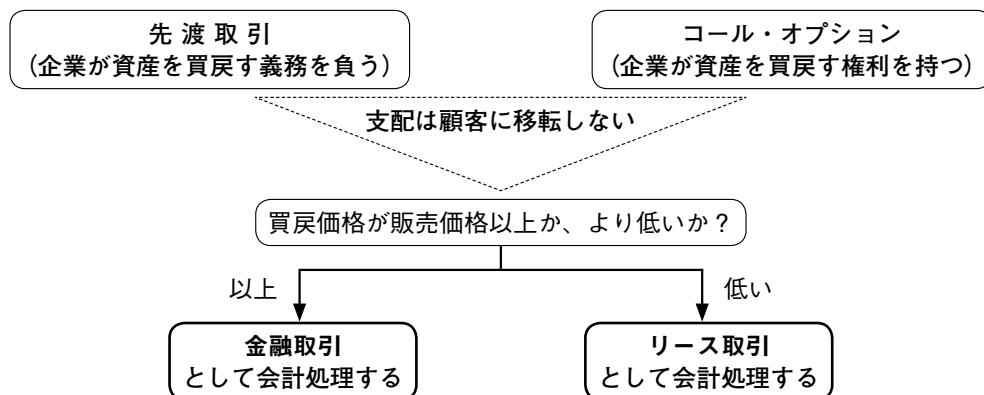
1. 先渡取引またはコール・オプションの場合

企業が資産を買い戻す義務（先渡取引）、あるいは逆に資産を買い戻す権利（コール・オプション）を有している場合には、資産に

【図表2】買戻契約への応用

当事者	先渡取引	コール・オプション （買い戻す権利）	プット・オプション （返還する権利）
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の売り手 ・資産を売ってから買い戻す ・資産を買い戻す義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールの買い手（holder） ・買い戻す権利の保有者 ・権利の行使か放棄か自由選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・プットの売り手（writer） ・返還する権利の付与者 ・資産を買い戻す義務を負う
顧客	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の買い手 ・資産を買ってから返還する ・資産を返還する義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールの売り手 ・買い戻す権利の付与者 ・資産を返還する義務を負う 	<ul style="list-style-type: none"> ・プットの買い手 ・返還する権利の保有者 ・権利の行使か放棄か自由選択

【図表3】先渡取引およびコール・オプション



対する支配は顧客に移転していない。したがって、収益を認識することはできない。その理由は以下のとおりである（指針69項；IFRS第15号BC424-471をも参照）。

企業の側に資産を買い戻す義務または権利があるということは、顧客にはその資産を企業に返還する義務あるいは返還するために待機する義務があることを意味する（図表2を参照）。そのため、顧客は資産全体を使い切ったり消費したりすることができないし、資産を第三者に販売することもできない。したがって、顧客は資産を物理的に占有しているものの、資産の使用を指図する能力や資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が制限されている。つまり、上述した「支配の移転」の要件が満たされていないのである。

この場合には、買戻価格と当初の販売価格との関係に基づいて、以下のように異なる取引として会計処理する（指針69-71項）。

(1) 企業が当初の販売価格よりも低い金額で資産を買い戻すと見込まれる場合には、その契約を「リース取引」として会計処理する。当該契約をリース取引として処理する理由は、資産を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務または権利を有する場合には、実質的にその資産を一定の期間にわたり使用する権利の対価が

企業に支払われることになるからである。

(2) 反対に、企業が当初の販売価格と同額以上の金額で買い戻すと見込まれる場合には、その契約を「金融取引」（融資）として会計処理する。当該契約を金融取引として処理する理由は、資産を当初の販売価格以上の金額で買い戻す義務または権利を有する場合には、企業は実質的に金利を支払うことになるからである。

このほかに留意すべき点として、以下の事項があげられる。

- (a) 買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮しなければならない。
- (b) 買戻契約を金融取引として会計処理する場合には、企業は資産を引き続き認識するとともに、顧客から受け取った対価について金融負債を認識する。顧客から受け取る対価の額と顧客に支払う対価の額との差額については、金利（あるいは加工コスト・保管コスト等）として認識する。
- (c) オプションが未行使のまま消滅する場合には、コール・オプションに関連して認識した負債の消滅を認識し、それに対応する収益を認識する。

[設例1] 買戻契約：コール・オプションの場合（金融取引）

(1) 20X1年1月1日

A社は製品Xを10,000（通貨単位省略）でB社（顧客）に販売する契約を結んで現金を受け取った。契約には、A社が同年12月31日以前にその製品を11,000で買い戻す権利を有するコール・オプションが含まれている。

- 20X1年1月1日の時点では、資産に対する支配は顧客B社に移転しない。A社が製品Xを買い戻す権利を有しているため、B社が資産の使用を指図する能力や資産から残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が制限されているからである。
- また、買戻価格（11,000）が当初の販売価格（10,000）以上であるから、A社はこの取引を金融取引（融資）として処理しなければならない。
- A社は、製品Xの消滅を認識せず、受け取った現金を金融負債（借入金）として認識する。

（借）現金預金	10,000	（貸）借入金	10,000
---------	--------	--------	--------

(2) 20X1年12月31日

A社はコール・オプション行使しないまま満期日を迎えた。

- 買戻価格と受け取った現金との差額1,000（＝11,000－10,000）について、金利費用（支払利息）を認識するとともに、借入金を増額する。
- オプションは未行使のまま消滅したため、この時点で製品Xに対する支配は顧客B社に移転する。そこで、金融負債11,000の消滅を認識し、同額の売上収益を認識する。

（借）支払利息	1,000	（貸）借入金	1,000
（借）借入金	11,000	（貸）売上	11,000

（出所：基準第29号〔設例26-1〕を一部修正）

2. プット・オプションの場合

企業が顧客の要求により資産を買い戻す義務（プット・オプション）を有している場合には、買戻価格が当初の販売価格より低いかどうかにより会計処理が異なるため、まず、2つの価格を比較する（指針72項）。なお、買戻価格を販売価格と比較する際には、金利相当分の影響を考慮しなければならない。

(1) 資産の買戻価格が

当初の販売価格よりも低い場合

企業が顧客の要求により資産を当初の販売価格よりも低い金額で買い戻す義務（プット・オプション）を有している場合には、契約上の取引開始日に、顧客がそのプット・オ

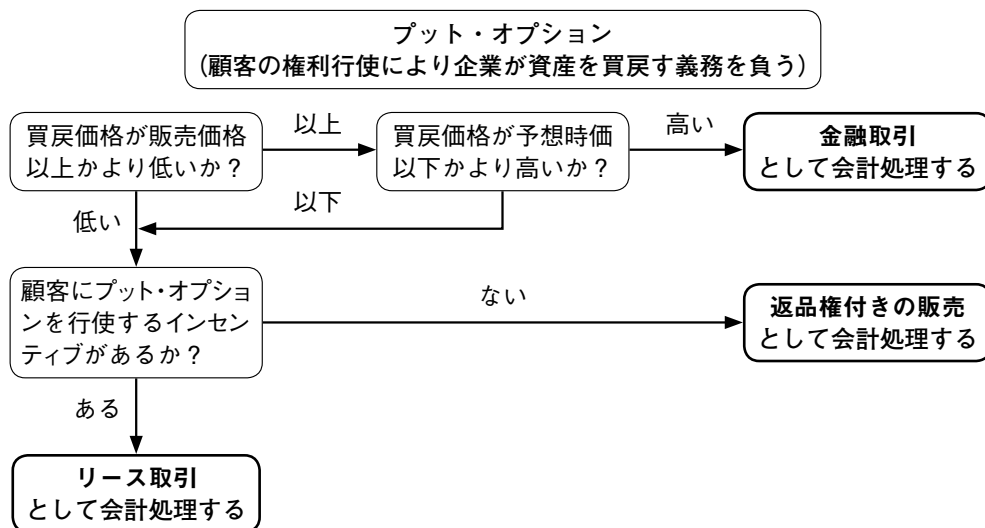
プションを行使する重要な経済的インセンティブを持っているかどうかを判定しなければならない。

重要な経済的インセンティブの有無を判定するにあたっては、以下を含む諸要因を考慮する必要がある。

- (a) 買戻価格と買戻日時点での資産の予想される時価との関係
- (b) プット・オプションが消滅するまでの期間

例えば、買戻価格が資産の時価を大幅に上回ると見込まれる場合、これは、顧客にプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブがあることを示している可能性がある。

【図表4】 プット・オプション



そこで、資産の買戻価格が当初の販売価格よりも低い場合には、重要な経済的インセンティブの有無に基づいて、以下のように異なる取引として会計処理する。

[1-1] 顧客がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有している場合には、その契約を「リース取引」として会計処理する。

[1-2] 反対に、重要な経済的インセンティブを有していない場合には、その契約を「返品権付き販売」として会計処理する〔後述：V〕。

(2) 資産の買戻価格が

当初の販売価格以上である場合

この場合の会計処理は、買戻価格と予想される時価との比較に基づいて、次の2通りに分けられる（指針73項）。

[2-1] 買戻価格が予想される時価よりも高い場合には、その契約を「金融取引」（融資）として処理する〔1-(2)の「当初の販売価格と同額以上の金額で買戻す」ケースと同様〕。

[2-2] 買戻価格が予想される時価以下であり、かつ顧客がプット・オプションを

行使する重要な経済的インセンティブを有していない場合には、その契約を「返品権付き販売」として処理する〔上記〔1-2〕のケースと同様〕。

なお、オプションが未行使のまま消滅する場合には、プット・オプションに関連して認識した負債の消滅を認識し、それに対応する収益を認識する（指針74項）。

(3) プット・オプションの場合の

「支配の移転」の検討

(a) 支配が顧客に移転しているケース

一般的に言って、企業が顧客の要求により資産を買い戻す義務（プット・オプション）を有している場合には、顧客は資産に対する支配を獲得していると考えられる。その理由は以下のとおりである（指針156項）。

このケースでは、顧客には資産を返還する義務も、また返還に備える義務もない。顧客の要求に備えて資産を買い戻すために待機する義務があるのは企業の側である。顧客はプット・オプションを行使して企業に資産の買戻しを請求することも、プット・オプションを行使しないことも自由に選択できる（図表2を参照）。後者の場合には、顧客は資産

全体を使い切ったり消費したりすることができるし、資産を第3者に販売することもできる。したがって、顧客は、資産の使用を指図する能力や資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力を有している。つまり、「支配の移転」の要件が満たされているのである。この場合、企業は資産の買戻しに備える義務を、「返品権付き販売」として会計処理する〔後述：V〕。

(b) 支配が顧客に移転していないケース

企業が顧客の要求により資産を当初の販売価格より低い金額で買い戻す義務を有しており、顧客にプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブがあるという条件を追加した場合には、顧客は資産に対する支配を獲得していない可能性がある。その理由は以下のとおりである（指針157・158項）。

顧客にはプット・オプションを行使しなければならない義務はないが、プット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブがあるという事実は、そうしないと損失をこう

むる可能性が高いことを意味している。例えば、買戻価格が買戻日における資産の予想される時価よりも著しく高く設定されている場合がそうである。このような状況では、顧客は、プット・オプションを有していることにより、資産の使用を指図する能力や資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が実質的に制限されている。つまり、「支配の移転」の要件が満たされていないと判定されるのである。この場合、顧客がプット・オプションを行使すると、当初の販売価格と買戻価格との差額は、実質的に資産を一定の期間にわたり使用する権利の対価として企業に支払われるとみなされるため、その契約をリース取引として会計処理する。

上記と同様の理由から、資産の買戻価格が当初の販売価格以上であり、かつ、その資産の予想される時価よりも高い場合には、顧客は資産に対する支配を獲得していない。この場合、企業が受け取る対価の純額がゼロまたはゼロ未満となり、企業は実質的に金利を支

〔設例2〕 買戻契約：プット・オプションの場合（リース取引）

1. 前提条件

20X1年1月1日に、A社は製品Xを10,000（通貨単位省略）でB社（顧客）に販売する契約を結んだ。契約には、B社の要求があれば、20X1年12月31日以前にA社がその製品を9,000で買い戻す義務を負うプット・オプションが含まれている。20X1年12月31日時点での製品Xの予想される時価は7,000であった。

- A社は、買戻価格（9,000）が買戻日時点での製品Xの予想される時価（7,000）を大幅に上回るため、B社がプット・オプションを行使する重要な経済的インセンティブを有しているとの結論を下した。
- 権利行使の重要な経済的インセンティブを有している場合、顧客は、プット・オプションを行使しないと大きな損失をこうむる可能性が高い。したがって、B社は資産の使用を指図する能力や資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力が制限されている。すなわち、製品Xに対する支配は顧客B社に移転していないと判定される。

2. 会計処理

以上の前提条件に基づき、A社はこの取引をリース取引として処理しなければならない。

（出所：基準第29号〔設例26-2〕を一部修正）

払うことになるため、その契約を金融取引(融資)として会計処理する。

V. 返品権付き販売の会計処理

1. 返品権付き販売の意味

契約のなかには、企業が商品または製品(以下、「財」と記載する)を顧客に販売するとともに、その財を企業に返品する権利を顧客に付与するものがある。返品権を行使すると、次の(1)から(3)を受ける権利が顧客に与えられる(指針84項)。

- (1) 顧客が支払った対価の全額または一部の返金
- (2) 顧客が企業に対して負っているか負う予定の金額に適用できる値引き
- (3) 別の財への交換

なお、出版業、音楽ソフト業、医薬品業などでは、いったん販売した財であっても、一定期間内に無条件で返品を受ける取引慣行があるとされている。

返品権付き販売(sale with a right of return)は、上述したように(IV-2-(3)-(a))、企業が顧客の要求(一方的な意思表示)により財を買い戻す義務(プット・オプション)を有している場合に該当するから、返品可能な財の支配がいったん顧客に移転しているとみなされる。したがって、顧客が財に対する支配を獲得していることを前提として会計処理が行われる。

2. 返品権付き販売における収益認識

返品権付きの財を販売した場合は、次の①から③のすべてについて会計処理する(指針85項)。

- ①企業が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識する。
- ②返品されると見込まれる財については、収益を認識せず、その財について受け取った(または受け取る)対価の額で「返金負債」(refund liability)を認識する。

③返金負債の決済時に顧客から財を回収する権利について「返品資産」を認識する。

上記①の企業が権利を得ると見込む対価の額を算定するにあたっては、変動対価に関わる規定を適用する(指針86項)。この規定の要旨は以下のとおりである。

(1) 変動対価に関わる規定は

返品権付き販売にどう適用されるか顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」(variable consideration)といい、売上割引・売上割戻などとともに返品権付き販売もこれに該当する。変動対価を含む取引については、対価額に関する不確実性が事後的に解消される際に、それ以前に計上した収益〔累計額〕の著しい減額が生じない可能性が高い金額だけを収益に計上し、各決算日に金額の見直しを行う。これを「変動対価の見積りの制限」という。

顧客から受け取った対価のうち返金すると見込む額については返金負債を認識する。返金負債の額は、各決算日に見直す。変動対価の額の見積りにあたっては、最も発生の可能性が高い単一の金額(最頻値)による方法と、発生し得る対価額を確率で加重平均した金額(期待値)による方法のうち、企業が権利を得ると見込む対価額をより適切に予測できる方法を選択し、これを首尾一貫して適用する。

財の販売後、各決算日に、企業が権利を得ると見込む対価および返金負債の額を見直し、認識した収益の額を変更する(指針87項)。また、返金負債の決済時に顧客から財を回収する権利として認識した「返品資産」の額は、その財の帳簿価額から予想される回収費用(その財の価値の下落の見積額を含む)を控除して測定し、各決算日にその控除した額を見直す(指針88項)。

なお、正常品と交換するために欠陥のある財を顧客が返品することができる契約は、返品権付き販売ではなく、製品保証に関するガ

イダンスに従って処理する（指針89項）。この規定の趣旨は次のとおりである。返品権とは、顧客による無条件の返品が可能な約束である。したがって、返品される財に瑕疵や欠陥があるなど、財を正常に使用することができないという理由でなければ返品できない場合は、顧客に返品権があるとはいえない。

また、返品受入期間中に顧客から返品される財の受入れに備えて待機するという約束は、返金を行う義務とは別の履行義務として処理しない（指針161項）。この規定は、「返品権サービス」を返金負債とは別個の履行義務として会計処理すべきかどうかという問題に関係するので、以下で検討する。

(2) 返品権付き販売に含まれる

履行義務とは何か

上記①から③の会計処理がどのような根拠によって導かれたかを、IFRS第15号は、返品権付き販売に含まれる履行義務を取り上げて検討している。(BC363～BC367)

まず、返品権付きの販売契約には、概念上、少なくとも次の2つの履行義務が含まれていると考えられる。

(a) 顧客に財を提供するという履行義務

(b) 返品権サービスについての履行義務

このうち (b) は、返品期間中に顧客から返品された財を受け入れるという待機義務である。

(a) の顧客に財を提供する履行義務についてみると、返品権付きの販売では、実質的に、企業は不確定な数量の販売を行っているとは判断できる。それは、返品権が消滅した時にはじめて、企業がどれだけの販売をしたのか（逆に言えば、どれだけの販売が不成立になったのか）が確定することになるからである。ここから、次の2つの会計処理が導かれる。

(1) 顧客の返品権行使により不成立となると予想される販売について、企業は収益を認識すべきではない

(2) その代わりに、不成立が予想される販売

について、顧客に返金する義務に係る負債を認識すべきである

次に論点となるのが、(b) の返品権サービスを返金負債とは別個の履行義務として会計処理すべきかどうかという問題である。別個の履行義務として会計処理するには、返品権サービスの独立販売価格を見積るという複雑でコストのかかる作業が必要となる。一方、返品が販売全体に占める割合は小さく、返品期間は短い（例えば30日）ことが多いから、別個の履行義務とすることで得られる追加の情報は限られる。したがって、IFRSでは、企業は返品権サービスを別個の履行義務として会計処理すべきではないとの結論に達したという。

顧客が返品権というオプションを行使した場合、顧客から財を回収する契約上の権利が企業に生じる。この権利は、返金負債と相殺するのではなく、資産として認識される（会計処理③）。その理由について、IFRSでは、財を回収する権利を返金負債とは独立に資産として認識することにより、透明性が高まり、当該資産についての減損テストの検討が確保されるとしている。

3. 返品権付き販売の会計処理プロセス

これまで概説してきた基準第29号の諸規定に基づいて、返品権付き販売の会計処理を、①顧客に財を移転した時点で行う当初認識、②各決算日に行う測定値の見直し、③返品権の消滅時の3つに分けて整理すると、以下のようになる。

①当初認識

(1) 取引価格のうち企業が権利を得ると見込む対価の額を算定し、この金額をもって「収益」を認識する。その際、変動対価に関する不確実性が後に解消される時点で、それ以前に計上した収益の累計額の著しい減額が生じない可能性が高い金額だけを収益に計上する。

(2) 受け取った対価のうち返品が見込まれる

財に対応する金額については、収益を認識せず、「返金負債」として計上する。

- (3) 顧客が返品権を行使すれば、返金負債が決済されるとともに、企業は顧客から財を回収する権利を得ることになるので、その権利の見込額を「返品資産」として計上する。返品資産は、回収される財の帳簿価額から予想される回収費用（その財の価値の下落の見積額を含む）を控除して測定し、併せて、これに対応する売上原価を修正する。

②決算日における各金額の見直し

- (1) 企業が権利を得ると見込んでいる対価の

額を見直し、変動があれば認識した収益の金額を修正する。

- (2) 返金負債の額を見直し、変動があればそれに対応する金額を収益（または収益の減額）として認識する。
 (3) 返品される財についての予想が変化した場合、「返品資産」および関連する売上原価等の金額を修正する。

③返金負債の決済時（＝返品権の消滅）

- (1) 返品権が行使（あるいは放棄）されて消滅したときに、返金負債を決済する。
 (2) 併せて、返品資産の残高を商品a/cに振り替える。

[設例3] 返品権付き販売

(1) 20X1年3月15日

A社は原価70円の商品100個を@100円で掛売りした。A社の取引慣行では、未使用の商品を30日以内に返品する場合、全額の返金に応じることを顧客に認めている。

- A社が権利を得ることとなる変動対価の金額をより適切に予測できるアプローチとして、最も発生の可能性の高い単一の金額（最頻値）を適用することを決定し、商品3個が返品されると見積った。
- A社が持つ顧客からの返品数量の見積もりに関する情報や返品期間が30日と短いという事実から、変動対価に関する不確実性が解消される時点までに、計上した収益の累計額9,700円〔＝100円×（販売数量100個－予想返品数量3個）〕の著しい減額が生じない可能性が高いと判断した。
- A社は返品時における商品の価値の下落（回収費用）を@10円と見積もっており、返品された商品は利益が生じる価格で再販売できると予測している。

(借) 売掛金	10,000	(貸) 売上	9,700
		返金負債 ⁽¹⁾	300
(借) 売上原価	6,820	(貸) 商品	7,000
返品資産 ⁽²⁾	180		

* (1) 返金負債：100円×予想返品数量3個

(2) 商品の回収権：(70円－10円)×予想返品数量3個

(2) 20X1年3月31日

決算日を迎え、収益・返金負債・返品資産の見直しを行うことになり、予想返品数量を当初の3個から4個に変更した。

- 予想返品数量の増加に伴い、返金負債の額を追加するとともに、認識した収益を減額する。

○同様に、商品の回収権が1個分増えるので、回収費用を控除した後の60円を基礎に、返品資産の額を180円から240円に見直す。

(借) 売 上	100	(貸) 返金負債 ⁽³⁾	100
(借) 返品資産 ⁽⁴⁾	60	(貸) 売上原価	60

* (3) 返金負債の追加：100円×予想返品数量の増加（4個－3個）

(4) 商品の回収権の追加：60円×返品見込数量の増加（4個－3個）

(3) 20X1年4月10日

顧客から商品4個が返品され、売上代金として9,600円が当座預金に振り込まれた。

○オプションが行使されて消滅したので、返金負債を決済するとともに、返品資産の残高を商品a/cに振替える。

(借) 当座預金	9,600	(貸) 売掛金	10,000
返金負債	400		
(借) 商 品	240	(貸) 返品資産	240

(出所: 基準第29号 [設例11]を一部修正)

4. 返品調整引当金との比較検討

返品権付き販売と関連の深い概念に返品調整引当金がある。基準第29号の新設に伴い、顧客の返品オプションを処理する項目として返金負債が導入されることになったが、従来の日本の会計制度では、当該取引はもっぱら返品調整引当金によって処理されてきた。返品調整引当金は、「企業会計原則」の注解（注18）に例示される引当金の1つとされてきた。この引当金の意味について、同注解では明示されていないが、会社計算規則第6条において、「常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。」と定義されている。

返品調整引当金の計上根拠については、費用収益対応の原則および実現主義の原則に求

める見解が有力である。横山和夫教授によれば、「返品権付き販売においては、当期の売上収益に対応する（次期の）返品予想額に含まれる売上総利益相当額は、実質的に未実現利益と考えられるので、費用収益対応の原則および実現主義の要請により返品調整引当金が設定される」というものである。明らかに収益費用観に立った説明といえる。資産負債観を振りどころとする支配モデルと対比してみると、これまで収益認識とは関係なく引当金として処理されることが当然視されてきた項目（返品調整引当金のほか、製品保証引当金やポイント引当金）が消滅することになった。引当金会計の領域にとどまらず、日本の会計制度全般の基礎をなす思考に変化をもたらす契機と捉えるべきであろう（横山和夫、2013年、396-417頁）

[設例4] 返品調整引当金との対比

(1) 20X1年3月15日（取引開始日）

- 原価70円の商品100個を@100円で掛売りした。
- 返品される数量は3個と予想している。
- 返品のリ回収費用は@10円と見積っている。

(2) 20X1年3月31日（決算日）

- 変動対価の見直しを行い、予想返品数量を当初の3個から4個に変更した。

(3) 20X1年4月10日（返品権の消滅日）

- 顧客から商品4個が返品され、売上代金として9,600円が当座預金に振り込まれた。

	返品調整引当金の設定（現行実務）	収益認識会計基準29号（新しいルール）
(1)	(借)売 掛 金 10,000 (貸)売 上 10,000 (借)売 上 原 価 7,000 (貸)商 品 7,000	(借)売 掛 金 10,000 (貸)売 上 9,700 返 金 負 債 ⁽¹⁾ 300 (借)売 上 原 価 6,820 返 品 資 産 ⁽²⁾ 180 (貸)商 品 7,000
(2)	(借)返品調整引当金繰入 ⁽³⁾ 120 (貸)返品調整引当金 120	(借)売 上 100 (貸)返 金 負 債 ⁽⁴⁾ 100 (借)返 品 資 産 ⁽⁵⁾ 60 (貸)売 上 原 価 60
(3)	(借)当 座 預 金 9,600 (貸)売 掛 金 9,600 (借)商 品 ⁽⁶⁾ 280 返品調整引当金 120 (貸)売 掛 金 400	(借)当 座 預 金 9,600 返 金 負 債 400 (貸)売 掛 金 10,000 (借)商 品 240 (貸)返 品 資 産 240

注(1) 100円×予想返品数量3個

(2) 商品の回収権：(70円－10円)×予想返品数量3個

(3) 返品調整引当金繰入：

返品予想額400円(=300円+100円)に含まれる売上総利益相当額(利益率30%)120円

(4) 返金負債の追加：100円×予想返品数量の増加(4個－3個)

(5) 商品の回収権の追加：60円×予想返品数量の増加(4個－3個)

(6) 返品商品原価：4個×70円

(解説)

- (1) 従来の日本の実務では、売上総利益3,000円(=10,000円-7,000円)のうち予想返品数量4個に対応する120円(=400円×利益率30%)を未実現利益として繰延べる結果、差額の2,880円が実現利益となる。対応原則と実現原則の要請に基づくものであるから、返品調整引当金は収益費用観の立場から計上されるものといえる。
- (2) この返品調整引当金を売掛金の評価勘定とみれば、売掛金10,000円から同引当金120円を控除した9,880円は、将来の経済的便益という資産の定義を満たす「企業が権利を得ると見込む対価額」9,600円(=取引価格10,000円-返金負債400円)とは一致しない。この点からも、返品調整引当金による会計処理は資産負債観の立場とは整合していないといえる。

VI. 残された課題

本稿では、新設された「収益認識に関する会計基準」(基準第29号)が依拠する「支配モデル」の意義と問題点を検討する作業の一環として、物理的な占有が資産の支配と一致しない状況における収益認識の問題を取り上げてきた。資産の占有と支配が一致しない代表的なケースとされている買戻契約については、企業が財を買い戻す権利・義務とこれに対応する顧客の権利・義務の内容に応じて、①先渡取引およびコール・オプションと②プット・オプションの2類型に分けて会計規定が配置されている。これらの規定については、さらに検討すべき課題が少なくないが、本稿を結ぶにあたり、類型②のプット・オプションに関する以下の2点をあげておきたい。

- (1) 契約上の取引開始日に、顧客がプット・オプションを行使する「重要な経済的インセンティブ」を有しているかどうかを判定して会計処理法を決定しなければな

らないとしている。これは、支配モデルの立脚する「顧客主権説」からくる要請であろうが、企業に対し過度に主観的な会計判断を迫る要因とならないか。

- (2) 返品権付き販売に関連して新たに規定された「返金負債」および「返金資産」(規定上は回収権を示す「資産」とされる)の会計学上の性格を明確にすることが求められる。IFRS第15号では、返金負債は「契約負債」を構成するものと規定されているが(55項)、それは妥当か。妥当であるとすれば、返金資産は「契約資産」の一つと捉えてよいのか。

(主要参考文献)

- IASB、IFRS15、*Revenue from Contracts with Customers*、IASB、2014。(企業会計基準委員会訳「国際財務報告基準第15号 顧客との契約から生じる収益」、2015年。)
- 企業会計基準委員会、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」、2018年。
- 、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」、2018年。
- 照屋行雄『企業会計の構造』税務経理協会、2001年。
- 横山和夫『引当金会計制度論』森山書店、2013年。
- 若杉 明『経済社会環境の変化と企業会計』ビジネス教育出版社、2017年。